

かけはし福江 通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業「第1号通所事業」
(介護予防通所介護相当・サービスA)

重要事項説明書

社会福祉法人なごみ会

介護予防・日常生活支援総合事業「第1号通所事業」
(介護予防通所介護相当・サービスA) 重要事項説明書

社会福祉法人なごみ会 かけはし福江通所介護事業所（以下「当事業所」という）における介護予防・日常生活支援サービスの提供開始にあたり、関係法令に基づいて、契約に際して当事業所の概要や提供するサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを以下の通り説明します。

当サービスは、原則として要介護認定の結果、要支援と認定された方が対象となります。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 なごみ会
主たる事務所の所在地	〒853-0021 五島市木場町493番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 山口 和洋
設立年月日	平成22年 9月 1日
電話番号	0959-74-5221

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	かけはし福江 通所介護	
サービスの種類 指定年月日・事業所番号	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
	平成27年10月1日指定	4272200595
サービスの種類 契約年月日	委託事業 第1号通所事業（サービスA）	
	平成27年10月1日契約締結	
事業所の所在地	〒853-0017 五島市武家屋敷三丁目2番6号	
電話番号等	電話：080-7298-3193 緊急時電話：0959-75-0181 ※施設共通の番号のため当事業所（デイサービス）以外の職員が対応となる場合が多いです e-mail：fukue-day@nagomikai-kakehashi.or.jp	
通常規模・利用定員	1箇所	定員30人
通常の事業の実施地域	五島市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

① 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（かけはし福江通所介護）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

② 第1号通所事業（サービスA）

第1号通所事業（サービスA）は、事業者が設置する事業所（かけはし福江通所介護）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末、年始（12月31日から1月2日）を除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時30分まで

6. 事業所の職員体制

管理者（常勤）	1名（兼務）
生活相談員（常勤）	1名以上
機能訓練指導員（常勤）	1名以上
介護職員（常勤）	4名以上
看護職員（常勤）	1名以上
栄養士（常勤）	1名 ※他事業所と兼務

7. サービス提供の担当者

サービス提供等の相談担当職員及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望等ありましたら、何でもお申し出ください。

相談担当職員（生活相談員）	田端 真美 松下 万貴
管理責任者（管理者）	山口 和洋

8. 利用料

(1) 第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」及び「加算料金」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた利用料の1割、2割、3割のいずれとなり、所得の状況に応じて決まります。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本利用料（1月につき）：通所型サービス費（独自）】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
要支援1	17,980円	1,798円	3,596円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円

（注1）上記の基本利用料が日割り料金となる場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に従い計算されます。

【加算料金：介護予防通所介護相当】

以下の加算要件を満たす場合、上記の基本利用料に加え以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算要件（概要）		加算額		
			基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
サービス提供体制強化加算（I）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	880円	88円	176円
		要支援2	1,760円	176円	352円
介護職員等処遇改善加算（I） （令和6年6月1日以降）	介護職員の処遇改善に関して、一定の要件を満たした場合		基本利用料及び上記加算料金の合計額に9.2%が加算（令和6年5月31日迄は8.3%を加算）		

(3) その他の料金

食費	1回につき500円の食費をいただきます。（おやつ代含む） ※利用当日の9時30分迄であればキャンセル可能です。それ以降は食事代を請求致します。
おむつ代	おむつを当事業所負担で提供した場合、その実費をいただきます。
その他	日常生活において必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(4) 支払い方法

口座引落とし（十八親和銀行またはゆうちょ銀行）にて支払い願います。料金は月末で計算し、指定口座より翌月 15 日に引き落とされます（15 日が休日の場合は翌営業日、残金不足等により引落としが不可の場合は 25 日に再引落とし）。

口座開設が間に合わない場合などやむを得ない理由があると認められる場合に限り、現金による支払いを認めます。現金の場合は、翌月 15 日までに法人本部へ持参ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、五島市地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 高齢者虐待防止について

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生、又はその再発防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について当事業所の職員に周知徹底を図ります。
- ②当事業所の職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。
- ③虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長 山口 和洋

12. 衛生管理等について

- ①当事業所で使用する食器、その他の設備、備品又は提供する飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
また、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 非常災害対策について

- ①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 災害対策に関する担当者（防火管理者） 氏名：山口 新吾
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知します。また定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ③訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 080-7298-3193 担当：田端真美、松下万貴
---------	---------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	五島市長寿介護課 介護保険班	所在地	五島市福江町1番1号
		電話番号	0959-72-6194
	長崎県国民健康保険団体連合会	所在地	長崎市今博多町8-2
		電話番号	095-826-1599
	長崎県長寿社会課 (高齢者相談窓口：専用)	所在地	長崎市江戸町2-13
		電話番号	095-895-2439
	第三者委員	西 浩司(当法人評議員)	0959-72-2916
		山田恭子(当法人評議員)	090-1519-7750

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中若しくは利用前に気分が悪くなったときは、すぐに当事業所職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑になるような行為はご遠慮願います。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所職員へご連絡ください。
- (4) 当事業所職員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

16. カスタマーハラスメントについて

当事業所（法人）では、国等の基準等に基づき、ご利用者等と良好な関係を構築・維持することを目的に「カスタマーハラスメント対策指針」を定め、ホームページで公開しております。

カスタマーハラスメントが行われた場合は、必要に応じて、契約解除、またはサービスを中止いたします。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	長崎県五島市武家屋敷 3-2-6
	事業者	社会福祉法人なごみ会
		かけはし福江 通所介護
	理事長	山口 和洋

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名